- 運用のしくみ
- 運用するファンドの 変更等
- ⑤「おたのしみポケット」
- 会 年金受取のしくみ
- 死亡保障のしくみ
- 相続年金支払特約
- **分** 税金について
- 計費用

運用のしくみ

あなたに最適なファンドを選べます。 さまざまな変化にあわせてファンドを変更できます。

ハートフォードNK V3なら、まるでビュッフェスタイルの食事のように、ひとりひとりの好みにあわせて自由にファンドを選ぶことができます。

各ファンドの詳細は「ファンド情報ページ」をご覧ください。

運用するファンドの変更等可能

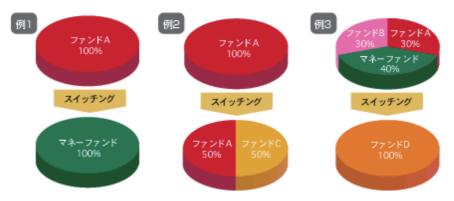
次のようなポートフォリオ・サービスを手数料不要でお取り扱いします。

ポートフォリオ・サービス

1.スイッチング

リスク許容度や相場見通しの変化により、ファンドを変更できます。

◎年間15回まで(年間15回を超える変更はお受けしておりません)。



運用収益の課税繰り延べによる複利運用効果が期待できます

資金がファンドを移転する際に運用益があったとしても、解約時や年金受取時等まで課税が繰り延べられ、全額が次のファンドに再投資されます。

また、ファンドが再投資されます。 ファンドが投資している投資信託の分配金がでた場合も同様に、その時には課税されず、全額

これらの課税繰り延べにより長期間の運用では優れた複利運用効果が期待できます。

■課税繰り延べ効果のイメージ



2.ポートフォリオ・リバランス

ポートフォリオの構成比率を定期的に自動調整します。 ※1ヶ月ごと、3ヶ月ごと、6ヶ月ごと、12ヶ月ごとの中からご選択いただけます。

3.ドルコスト平均投資

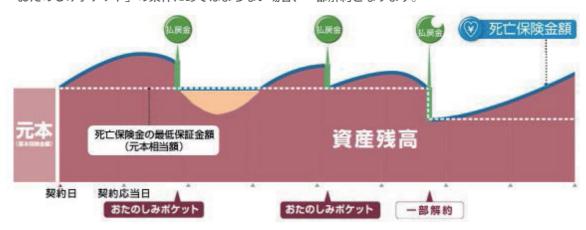
ご指定ファンドから他のご指定ファンドに、毎月一定額を自動的に移転します。 ※3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月間の期間からご選択いただけます。

- ※「ポートフォリオ・リバランス」「ドルコスト平均投資」を同時にお取り扱いすることはできません。 ※「ポートフォリオ・リバランス」「ドルコスト平均投資」を利用しても、スイッチングの回数には入り
- ません。

- 運用のしくみ
- ⑤「おたのしみボケット」
- ・「おたのしみポケット」 による運用成果の受取
- ・「おたのしみポケット」 以外の運用成果の受取
- 会 年金受取のしくみ
- 死亡保障のしくみ
- 相続年金支払特約
- む 税金について
- 諸費用

おたのしみポケット

運用によって増やした資産を引き出す場合は「おたのしみポケット」が使えます。 「おたのしみポケット」の条件にあてはまらない場合、一部解約となります。



「おたのしみボケット」による運用成果の受取

「おたのしみポケット」の条件

「おたのしみポケット」は、次の条件を満たしている場合にのみお取り扱いいたします。

期間の条件	ご契約日より1年経過後から保険の対象となる方が75歳で迎える契約応当日前日まで			
回数の条件	1保険年度あたり1回のみ			
金額の条件	次のいずれか小さい方の金額まで 1. 資産残高のうち元本より増えている部分の金額 2. 資産残高の1/3の金額			

- ※「おたのしみポケット」は所定の範囲でのお取り扱いとなります。
- 「おたのしみポケット」のメリット
- 1. 解約控除がかかりません

通常の一部解約と異なり、契約日からの経過期間が7年未満であっても解約控除が差し引かれずに払戻金をお受け取りいただけます。

- 2. 死亡保険金の最低保証金額(元本相当額)が変わりません 通常の一部解約と異なり、「おたのしみポケット」による払戻金受取後も死亡保険金の最低保証金額(元本 相当額)は減額されず、払戻金受取前と同額が最低保証されます。
- ※「おたのしみポケット」とは当商品の約款に規定された「引出」の取扱の愛称です。

「おたのしみボケット」以外の運用成果の受取

「おたのしみポケット」の条件にあてはまらない場合は、一部解約として次のようにお取り扱いいたします。

1.7年未満の一部解約では解約控除がかかります

ご契約日または増額日からの経過年数に応じて解約控除の対象となります。

- 2. 死亡保険金の最低保証金額(元本相当額)が減額されます
- 一部解約では、死亡保険金の最低保証金額(元本相当額)が、一部解約請求金額の資産残高に対する割合だけ減額されます。
- ※ご契約の一部を解約する際に、「おたのしみポケット」の条件を満たす場合および満たす金額については「おたのしみポケット」として、条件を満たさない場合および満たさない金額については「一部解約」(おたのしみポケットに該当しない一部解約)としてお取り扱いいたします。

※ご契約の全部を解約する場合は「おたのしみポケット」のお取り扱いはいたしません。ご契約日または 増額日からの経過年数に応じて解約控除の対象となります。

「定時定額引出」による運用成果の受取

ご契約の一部を定期的に決まった金額ずつ解約するサービスです。

死亡保障を継続しながら払戻金を年金のようにお受け取りいただけます。

※定時定額引出により、ご契約の一部を解約する際に、「おたのしみポケット」の条件を満たす場合および満たす金額については「おたのしみポケット」として、条件を満たさない場合および満たさない金額については「一部解約」としてお取り扱いいたします。

※ご契約日より10年経過後からのお取り扱いとなります。

(1) ページトップ

- 運用のしくみ
- ⑤「おたのしみポケット」
- 会員
 会員
 取のしくみ
- ・年金種類と受取方法
- 年金受取開始日の変更
- 死亡保障のしくみ
- 相続年金支払特約
- む 税金について
- 諸費用

年金受取のしくみ

多様な年金受取方法の中から、最適な方法を選択できます。年金の受取方法はご契約後に変更することも可能です。

年金種類と受取方法

ご契約時に次の4つの年金種類のうちいずれか1種類をご選択いただけます。

ご契約後も年金種類や年金支払期間・保証期間を変更することができ、また年金受取に替えた終身保障をご選択いただくことも可能です。

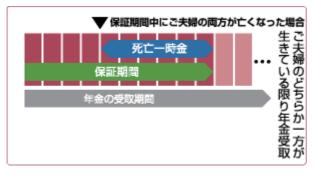
確定年金

- ●年金支払期間中、毎年定額の年金をお受け取りいただけます。
- ●年金支払期間中に保険の対象となる方がお亡くなりになった場合には、死亡一時金として、年金支払期間中の未払年金現価をお受け取りいただけます。



保証期間付夫婦年金

- ●ご夫婦のどちらかが生存されている限り毎年定額の年金をお受け取りいただけます。
- ●保証期間中ご夫婦の両方がお亡くなりになった場合には、死亡一時金として、保証期間中の未払年金現価をお受け取りいただけます。



保証期間付夫婦年金のオプション

■配偶者リレー年金

ご夫婦がお揃いの時期に受け取る年金額をふやすオプションです。

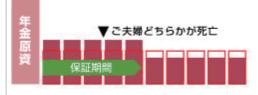
一方、ご夫婦のどちらかがお亡くなりになってからの年金額は60%に減額されます。

ただし、この場合でも保証期間中の年金額は減額されません。

例 保証期間付夫婦年金で配偶者リレー年金オプションを利用したイメージ

●保証期間中にご夫婦のどちらかが亡くなった場合

●保証期間経過後にご夫婦のどちらかが亡くなった場合

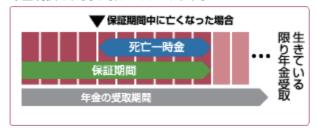


- □ オプションをつかわない場合の年金額
- ■配偶者リレー年金オプションを使った場合の年金額



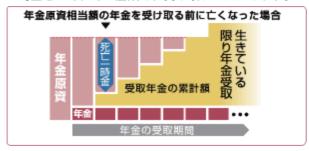
保証期間付終身年金

- ●保険の対象となる方の生涯にわたって毎年定額の年金をお受け取りいただけます。
- ●保証期間中に保険の対象となる方がお亡くなりになった場合には、死亡一時金として、保証期間中の未払 年金現価をお受け取りいただけます。



NEW終身年金

- ●保険の対象となる方の生涯にわたって毎年定額の年金をお受け取りいただけます。
- ●保険の対象となる方がお亡くなりになるまでの受取年金の累計額が年金原資に満たない場合には、死亡 一時金として、その差額をお受け取りいただけます。



まとまった資金が必要なときは・・・

毎年の年金受取に代えて年金を一括でお受け取りいただくことも可能です。

- ●年金開始前:年金受取開始日に第1回目の年金受取にあわせて年金を一括でお受け取りいただけます。
- ●年金開始後:年金支払(保証)期間中であれば、その残存期間の未払年金現価を一括でお受け取りいただけます。

なお、NEW 終身年金では年金の一括受取のお取り扱いはできません。

※上記以外にも、一時金付終身年金をご選択いただくことも可能です。

年金受取開始日の変更

運用状況やライフプランにあわせて下表の範囲で年金受取開始日をご変更いただけます。

年金受取開始日 保険の対象となる方が90歳で迎える契約応当日までの年単位の各契約応当日へ変更 できます。
年金受取開始日
を**治**へ変更
契約日より10年経過後であれば、年金受取開始のお申し出があった日の次の年単位
の契約応当日より年金受取を開始できます。

- 運用のしくみ
- ⑤「おたのしみポケット」
- 会 年金受取のしくみ
- 死亡保障のしくみ
- 死亡保険金
- ・年金受取に替えた終身保障
- 相続年金支払特約
- 税金について
- 諸費用

死亡保障のしくみ

運用期間中に保険の対象となる方(被保険者)が亡くなった場合、元本相当額または元本相当額以上の死亡保険金を受け取ることができます。

死亡保険金

ファンドの運用実績にかかわらず、死亡保険金は元本相当額が最低保証されるため、安心して長期投資にご活用いただけます。

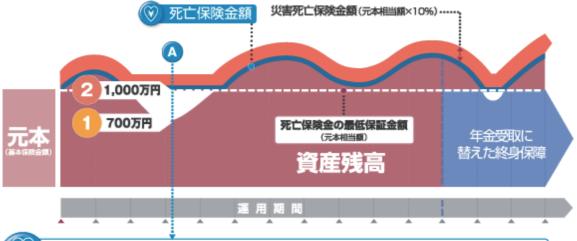
死亡保険金は、保険の対象となる方が亡くなった日の次のうちどちらか大きい金額となります。

- (1) 資産残高
- (2) 元本相当額(基本保険金額)

死亡保険金額は、保険の対象となる 方が亡くなった日の次のうちどちらか 大きい金額となります。

1 資産残高

2 元本相当額(基本保険金額)





A時点の死亡保険金額

↑資産残高 700万円

②元本相当額 1,000万円

死亡保険金額=1,000万円

不慮の事故等による死亡の場合には、災害死亡保険金として 元本相当額の10%を上記死亡保険金額に加えてお受け取りい ただけます。

- ●この保険は、運用実績に応じて死亡保険金額や資産残高が変動します。
- ●このイメージ図は、将来の死亡保険金額や資産残高を保証するものではありません。

年金受取に替えた終身保障

年金受取に替えてファンドでの運用を終身にわたってご継続いただくことも可能です。 長期運用による資産の増加が期待できるだけでなく、保障切れの心配がありませんので相続対策にもご活用 いただけます。

- ○年金受取に替えて、生涯にわたり死亡保障を継続することができます。
- ○終身保障へ移行後もファンド(特定勘定)での運用が継続されます。

- 運用のしくみ
- ⑤「おたのしみポケット」
- 会 年金受取のしくみ
- 野 死亡保障のしくみ
- 相続年金支払特約
- ・相続年金特約とは
- ・相続年金支払特約の特長
- 会 諸費用

相続年金支払特約

相続年金支払特約とは

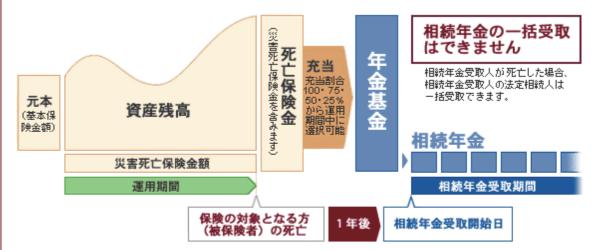
次の世代に資産(死亡保険金)を年金でのこすことをご契約者自身が指定できる特約です。

特約が付加できるご契約

ご契約者と保険の対象となる方(被保険者)が同一のご契約

特約が付加できる期間

運用期間中かつご契約者[=保険の対象となる方(被保険者)]がお亡くなりになる前まで



この図はイメージ図であり、保険種類により死亡保険金額・災害死亡保険金額等の設定が異なる場合があります。 相続年金受取開始日以後、毎年の相続年金受取日に年金管理費として年金額の1%を控除します。

相続年金支払特約の特長

死亡保険金(災害死亡保険金を含みます)を年金基金に充当して、毎年定額の相続年金をのこせます。

- ●相続年金は相続年金受取人のお申し出があっても一括でお受け取りになることはできません。
- ●ご契約者が年金基金に充当する割合を死亡保険金(災害死亡保険金を含みます)の100・75・50・25%の 範囲で選択できます。
- ●相続年金受取開始日は、保険の対象となる方(被保険者)がお亡くなりになった日の1年後です。

相続年金受取期間をご契約者が指定できます。

● 5・10・15・20・25・30・35・36の確定年金を指定できます。 期間満了時の相続年金受取人の満年齢が105歳以下となる範囲で指定できます。

ひページトップ

- 運用のしくみ
- ⑤「おたのしみポケット」
- 年金受取のしくみ
- 死亡保障のしくみ
- 相続年金支払特約
- € 税金について
- ・税金のお取り扱い
- 諸費用

税金について

2003年12月現在:将来変更となる場合があります。詳細につきましては税務署等にご確認ください。

税金のお取り扱い

保険料支払時の税金

- 一時払保険料は、「一般の生命保険料控除」の対象となります。
- ※「個人年金保険料控除」の対象にはなりません。
- ※他の生命保険料と合算し、一定額までがその年の所得から控除されます。

解約時の税金 (差益があるとき)

年金種類	契約日から5年以内に解約	契約日から5年超の解約		
確定年金	20%源泉分離課税	所得税(一時所得)+住民税		
保証期間付終身年金 保証期間付夫婦年金 NEW終身年金	所得税(一時所得)+住民税			

定時定額引出の場合:一時所得ではなく雑所得の対象となります。表中の「一時所得」を「雑所得」と読み替えてください。

保険金受取時の税金

ご契約者	保険の対象となる方	死亡保険金受取人	税金の種類		
A	A	В	相続税※		
A	В	A	所得税(一時所得) +住民税		
A	В	С	贈与税		

※死亡保険金の相続税非課税枠

死亡保険金受取人が相続人の場合、500万円×法定相続人数まで非課税となります。 他のすべての死亡保険金を合算してこの金額までは相続税の対象となりません。

年金受取時の税金

年金種類	年金受取時	一括受取時
確定年金	所得税(雑所得)+住民税	所得税(一時所得)+住民税
保証期間付終身年金 保証期間付夫婦年金 NEW終身年金		所得税(雑所得)+住民税

(注)上記の他、ご契約者と年金受取人が別人の場合は、年金受取開始時に年金受給権の評価額が別途贈与 税の対象となります。

- 運用のしくみ
- ⑤「おたのしみポケット」
- 会 年金受取のしくみ
- 死亡保障のしくみ
- 相続年金支払特約
- **分** 税金について
- 計費用
- ・すべてのご契約者に で負担いただく費用
- ・お取り扱い等によって ご負担いただくことの ある費用

諸費用

ご契約中は、以下のような費用をご負担いただきます。

すべてのご契約者にご負担いただく費用

*各ファンドの運用関係費用・保険関係費用の詳細は「ファンド情報ページ」でご確認ください。

お取扱等によってご負担いただくことのある費用

■ 解約控除

ご契約日から7年未満全部解約または一部解約は、解約控除の対象となります。 ただし、「おたのしみポケット」の取扱については解約控除の対象となりません。

払戻金額=解約時資産残高*1 一(元本*2 ×解約時控除率)

解約時控除額

- ※1 一部解約の場合は一部解約請求金額とします。
- ※2・一部解約の場合は一部解約請求金額(「おたのしみポケット」の取扱がある場合はその金額を差し 引いた額)とします。ただし、一部解約請求金額が元本を上回る場合は、元本を上限とします。 ・元本とは払込保険料の総額です。ただし、過去に一部解約があった場合は、その際に解約控除の
 - 対象となった額を差し引きます。

経過年数	1年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
(年未満切り捨て)	未満	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上
解約控除率	7%	6%	5%	4%	3 %	2%	1 %	0%

*増額を行った場合、その増額部分については増額日から起算した解約控除率が適用されます。

■年金管理費

年金受取開始日以降、毎年の年金受取日に年金管理費として年金額の1%を控除します。

①ページトップ